



◆NEWS◆ 原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所が福島県内4箇所
に支所を開設!! (7月2日)

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所は7月2日、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者と東京電力との和解仲介の申立において、できるだけ身近できめ細かな対応に努めるため、支所を福島県内に新たに4箇所設置しました。

東京事務所(港区)、福島事務所(郡山市)の2箇所と合わせ、計6箇所になります。

■新たな支所の名称及び設置場所

○県北支所

(福島市霞町1-52 福島市市民会館 503号室)

○会津支所

(会津若松市一箕町松長1-17-62)

○いわき支所

(いわき市平字堂根町1-4 いわき市文化センター 第2会議室)

○相双支所

(南相馬市原町区錦町1-30 福島県南相馬合同庁舎 403会議室)

■各支所における業務

○口頭審理期日(仲介委員、被害者の方、東京電力の三者での話し合い)の開催

○申立書の受領

(東京事務所に転送し正式受理となります。)

○和解の仲介手続きに関する説明

(支所では申立の適否に関する相談、申立金額に関する相談等、法律相談を行うことは出来ません。)

■業務時間

各支所とも、平日(月曜日~金曜日)9:00~17:00です。

■お問い合わせ先

原子力損害賠償紛争解決センター

電話番号: 0120-377-155

(平日(月曜日~金曜日)10:00~17:00)

詳しくは文部科学省ホームページをご覧ください。

○原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所支所の開設について

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/bai sho/1323109.htm

○和解の仲介パンフレット

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/06/29/1311548_3_1.pdf

◆おしらせ◆ 食品と放射性物質に関する説明会を全国で開催中!!
(7月以降の開催日程を更新)

消費者庁では、関係省庁、地方自治体等と連携して、全国各地で、食品中の放射性物質についての説明会(リスクコミュニケーション)等を開催しています。

先月までにお知らせした開催日程から、追加で説明会を行う場所が決まり

ました。

今後の開催日程は次の通りです。開催時間、会場などの詳細につきましては、問い合わせ先（括弧内）までお願いします。

■開催日程等（★は追加された日程です）

- 7月 7日（土）千葉県印西市（千葉県建築士会印旛支部
047-492-0556）
- 7月 7日（土）福井県福井市（ふくいくらしの研究所
0776-52-0626）
- 7月11日（水）富山県富山市（富山県農林水産部農産食品課食品安全係
076-444-8816）
- 7月11日（水）静岡県焼津市（静岡県水産技術研究所
054-627-1818）
- ★ 7月12日（木）鹿児島県鹿児島市（消費者庁消費者安全課
03-3507-9201）
- 7月17日（火）山梨県甲府市（山梨県消費生活安全課
055-223-1352）
- 7月18日（水）東京都新宿区（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
03-3718-4678）
- 7月18日（水）青森県青森市（食の安全・安心推進課
017-734-9352）
- 7月20日（金）静岡県三島市（静岡県健康福祉部衛生課
054-221-2446）
- ★ 7月21日（土）兵庫県丹波市（丹波市民生活安全課
079-582-1532）
- 7月23日（月）兵庫県神戸市（神戸市市民参画推進局消費生活課
078-322-5184）
- 7月24日（火）愛媛県松山市（愛媛県薬務衛生課食品衛生係
089-912-2395）
- ★ 7月26日（木）埼玉県蕨市（消費者庁消費者安全課
03-3507-9201）
- ★ 7月28日（土）岩手県盛岡市（岩手県栄養士会
019-625-3706）
- ★ 7月31日（火）宮城県仙台市（宮城県消費者協会
022-261-0411）
- ★ 8月27日（月）静岡県富士市（富士市保健部健康対策課
0545-64-9023）
- ★ 9月18日（火）新潟県新潟市（新潟県消費生活センター
025-281-5516）
- ★ 10月17日（水）千葉県君津市（君津市市民環境部市民生活課
0439-56-1483）
- ★ 12月 1日（土）群馬県渋川市（渋川市市民生活課
0279-22-2111）
- ★ 12月 8日（土）群馬県渋川市（渋川市市民生活課
0279-22-2111）

福島県内を含む今後の開催予定をはじめ、最新の情報は、消費者庁ホームページにも掲載しております。

http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html

◆お知らせ◆ 国民年金保険料の免除の継続が決まりました!!

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月11日時点で、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村にお住まいだった方については、ご本人からの申請に基づき、引き続き国民年金保険料が全額免除になります。（国民年金保険料の免除及び学生納付特例の審査に際し、所得の審査をしないこととなります。）

■対象期間

免除・若年者納付猶予：平成24年7月分～平成25年6月分
学生納付特例：平成24年4月分～平成25年3月分

■対象市町村

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、(以上12市町村)

■問い合わせ先

日本年金機構「ねんきんダイヤル」

電話番号：0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※03-6700-1165

(050または070の電話からの場合)

受付時間：月曜日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/info/detail.jsp?id=3929>

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]